

## 令和5年度 第7回 赤磐市地域公共交通会議議事録

日時：令和6年3月13日（水）10：00～11：40

会場：赤磐市山陽産業会館 2階ふるさと交流室

### 1. 開会

会長挨拶

前回会議内容の確認

### 2. 報告事項

#### (1) 市民バス（笹岡線・北佐古田線）路線変更の期間延長について

##### ◇資料説明

事務局：資料1をご覧ください。市民バス（笹岡線・北佐古田線）の路線変更の期間延長についてでございます。

資料1ページをご覧ください。こちらの路線変更の協議につきましては、遡りまして令和2年9月28日の公共交通会議において承認をいただいた案件でございます。県道坂辺吉井線の工事期間中11月から4月までの間、迂回路を運行し冬ダイヤとしていますが、令和6年4月までに工事が完了しないため、引き続き冬ダイヤ期間を延長するため報告させていただきます。

2ページ目に添付をしております図面をご覧ください。①の赤字で記載している3工区については、令和6年4月末をもって終了予定となります。引き続き②平山工区につきましては用地買収の状況にはよりますが、令和6年9月頃から工事の着手を検討していることから、令和6年9月から冬ダイヤに変更をすることとなります。今後、工事の状況を確認しながら早めに周知を行っていきたいと思っております。

また参考に笹岡線・北佐古田線の時刻表ならびに工事期間中の迂回路の運行図を添付しておりますので、ご覧いただけたらと思います。

以上で説明を終わらせていただきます。

##### ◇質疑応答・意見

（特になし）

#### (2) バスの乗り方教室 開催概要（開催結果）

##### ◇資料説明

事務局：資料2をご覧ください。バスの乗り方教室の開催結果でございます。こちらは、前回お知らせいたしました赤坂地域のデマンド型市民バスの周知をメインとしまして、赤坂地域で4回開催させていただいております。

1ページ目をご覧ください。11月25日に軽部地区の社会福祉協議会さ

ん取り組みの中でバスの乗り方教室を開催いたしまして、19名にご参加いただきました。内容につきましては、公共交通を利用するメリットなどを紹介するモビリティマネジメント、赤坂地域デマンド型市民バスの利用説明、また、それについての意見交換を行っております。開催の目的としましては、公共交通会議におきまして、自家用車から公共交通への乗り換えメリットを知りたいとのご要望があったこと、またデマンド型市民バスの周知のために開催をさせていただきました。実施結果の中に意見交換の内容が書かれておりますが、出た意見としましては、「地区の乗降場所を追加してほしい」、「医師会病院など、下市エリアにも行く便があれば良い」、「病院での診察など、到着時間を指定して運行予約を受け付けてほしい」など、今後、本格運行を迎えるにあたっていろいろと意見をいただきました。その下に当日アンケートを行っておりますが、移動に困っていることについて質問したところ、一番多かったのは医療機関への通院、次に日常の買い物、次に公共施設や銀行への用事が多かったです。デマンド型市民バスに求めることについて質問させていただきましたが、こちらはデマンド型市民バスの周知・広報、次に住民のニーズに合った運行方法、次にデマンド型バス市民バスを利用しやすい簡単な手続き・登録方法が意見として多かったです。2ページ目にはこれまでの開催の地区・参加人数を掲載しています。

3ページ目には、主催いただいた軽部地区社協さんの軽部福祉だよりでデマンド型市民バスの利用方法や当日の開催結果など周知していただいております。参考までにご覧いただければと思います。

次に5ページをご覧ください。1月11日に赤坂地区の民生委員児童委員協議会にてデマンド型市民バスの周知をさせていただいております。22名の方にご参加いただいております。こちらでもデマンド型市民バスの説明、意見交換を行いました。意見交換の内容について、「利用登録票を記入して提出に行けない人もいるので電話でも対応してほしい」、こちらについては電話でも対応しております。また、「説明を聞いただけではよく分からなかったので、実際に利用してみて、他の人に勧めてみようと思う」、「担当地区で利用が想定される人はいるが、地区の乗降場所まで行くことが難しいと思う」などの意見がございました。

次に6ページをご覧ください。こちらは1月13日に石相地区社会福祉協議会の取り組みの中でバスの乗り方教室を開催しております。こちらでも赤坂地域デマンド型市民バスの説明、意見交換を行いました。こちらでも1月15日からの実証運行に向けての周知のために開催をさせていただいております。実施結果の意見交換の内容について、「行きの便の予約は良いが、帰りの便の予約は不安なので、行きの便の予約時に帰りの便の確認をしてもらえると助かる」、「広報あかいわの折り込みでも周知されているが、もっと周知したいので、区での回覧板や戸別訪問も考えている」といった、地区での周知方法、次に、「乗合運行なのでコロナ等での発熱や体調不良時に病院行くために利用しても気になる。このような場合の対応マニュアルがあれば良い」といった意見、また、「目的地到着前に寄り道はできるのか。2、3か所経由したい場合もある」、次に、「日常では赤坂地域外（赤磐医師会病院や山陽地域の商業施設）にも移動しているので、赤坂地域外にも行きたい」、最後に、利用者登録の方法、地区の乗降場所や目的地の追加、予約のキャンセル方法などについて質問がございました。

次に7ページをご覧ください。こちらは笹岡地区社会福祉協議会の取り組みの中で開催し、28名の方にご参加をいただきました。こちらでもデマンド型市民バスの説明と意見交換となっております。意見交換の内容を紹介させていただきます。「主に車を運転できなくなった人の買い物、通院の交通手段となる」、「現状、地区での利用者は想定されていないが、今後のために、地区総会において、地区の乗降場所の相談をしたい」、「赤坂地域の人は医師会病院、市役所本庁など山陽エリアの利用も多く、今後の運行エリア拡大を希望する」、「高校生の通学手段は、瀬戸駅まで親による自家用車での送迎がほとんどであるため、瀬戸駅までの市民バスの運行を検討してほしい」、「地区の乗降場所から遠い人もいるので、自宅付近での乗降やフリー乗降の導入も検討してほしい」、「買い物のため土・日・祝も運行してほしい」、その他、利用に関し、予約のキャンセル方法等の実際の利用方法の質問、また、市民バス・デマンド型市民バスの説明について、もう少しイメージしやすい説明が分かりやすい等の意見がございました。

ここで、令和6年1月15日から運行している赤坂地域デマンド型市民バスの利用実績について報告をさせていただきます。1月は30名の方が利用されており、乗合率は1.3人でした。また、2月は54名の方が利用されており、乗合率は1.2人でした。主な行き先としては、道満医院、天満屋ハピーズが多いようでした。参考までに、現在各地区での乗車箇所は100か所設定しており、地元区長さんの申し出により随時変更しております。なお、現在の運行状況を運行事業者であります赤坂タクシーさんに確認いたしましたが、特に問題はなく、スムーズに運行をされているとのことでした。

以上で説明を終わらせていただきます。

#### ◇質疑応答・意見

会 長：参加者からいろいろと質問を受けているが、どのようにお答えを返したのか教えていただきたい。6ページの発熱時に利用しても良いか、寄り道はできるのかというところは気になる。

事 務 局：体調不良時については特に対応マニュアルは用意しておらず、まずはかかりつけの医療機関に聞いてもらうことをお願いした。乗ってもいいかどうかについてはお答えできていない。目的地到着前の寄り道については、郵便局・銀行等でお金を下ろしてから買い物に行くことが想定され、5～10分程度のことなので、乗り方教室当日は可能であればできるとお答えした。しかし、運行事業者が実際に何回か寄り道をしたところ、時間も読めず対応が難しかったことから、現在は、寄り道はお断りしている。

会 長：お金を下ろして買い物に行きたいというのは当然出てくる話ではあるが、その後に予約している人を待たせることになる、対応が難しいと思う。これからデマンドを拡大していくのであれば、運用について考える必要があるかと思った。体調不良時については、車両が小型のため周りの人との距離が近くなるのが気になる。体調不良時の対応についても今後検討していく必要があると思う。

委 員：最後にご説明があった実績についてお伺いしたい。利用が多いのは何時台か。

事 務 局：午前中の便、9時から11時台が多い。

会 長：先ほどの話に戻るが、午前中に病院へ行く人が多数だとすると、病人が

乗ってはいけないというわけにはいかないと思う。マスクは必ずつける、車内の換気をきちんと行う等、いろいろとやり方はあると思う。

### 3. 協議事項

#### (1) 赤磐市地域公共交通計画実施計画について

##### ◇資料説明

事務局：資料3をご覧ください。赤磐市地域公共交通計画実施計画について説明をさせていただきます。

1ページをご覧ください。赤磐市地域公共交通計画につきましては、皆さんご存知のように昨年10月19日から11月17日の間パブリックコメントを行い、12月18日開催の第6回の赤磐市地域公共交通会議において承認をいただいているところでございます。1ページには施策の体系図を添付してありまして、基本理念、基本方針、基本目標、実施施策、実施スケジュールを一覧にしております。2ページ目から具体的な実施計画を掲載しておりますので、こちらに沿って主な施策のみ説明をさせていただきます。

まず、実施計画1-1-1 地域の特性や利用状況に応じた路線の見直しでございます。令和6年度の検討のところでは、路線見直しに関する基本的な考え方の整理、見直し基準の検討を行います。令和7年度以降の実施のところでは路線の見直し基準の運用開始としております。併せてJR駅への乗り入れの検討を行い、令和9年度に乗り入れ開始を目指します。見直しの方針といたしましては、市内全域でデマンド交通を運行し、各地区とそれぞれの地域の拠点を結び、また以下の路線を定時定路線で運行し、地域間をつなぐ予定としております。まず広域路線バス赤磐・美作線につきましては、宇野バスの減便に伴い、代替便を運行いたします。また、利用状況に応じて運行時間帯の見直しを随時行ってまいります。次に、広域路線バス赤磐・和気線につきましても利用状況に応じて運行時間帯等の見直しを随時行ってまいります。次に、市民バス西山線につきましては、利用状況に応じて運行時間帯等の見直しを随時行ってまいります。市民バス松木・下市線につきましては、熊山診療所からJR熊山駅まで延伸を行います。買い物や通院で需要の高い午前中8時から9時台、10時から11時台を中心に増便も検討してまいります。現在、松木・下市線につきましては、熊山診療所から赤磐医師会病院までを繋いでおります。それをJR熊山駅まで延伸を行う予定としております。このほか、通勤・通学の利用を想定した岡山市内のJR駅と接続する路線の検討も行っていきます。

次に4ページをお願いいたします。1-1-2 デマンド交通導入地域の拡大と利便性の向上でございます。令和6年度から赤坂地域に続いて、熊山地域のデマンド型市民バス導入の検討を行い、実証運行を開始します。また、吉井地域のデマンド型市民バスの運行形態の変更も併せて検討を行います。令和7年度からは熊山地域のデマンド型市民バス本格運行を開始いたします。吉井地域においては、運行形態を変更し運行を開始してまいります。併せて予約のデジタル化の検討も進めてまいります。令和8年度からは山陽地域のデマンド型市民バスの導入の検討も始

めていく予定としておりまして、令和9年度からの運行開始を目指していきたくと考えております。

次に、1-1-3 公共交通の担い手の確保・育成支援でございます。二種免許の取得補助を事業者に対して行うものでございまして、引き続き継続して実施をまいります。

次に、5ページ目をお願いします。1-2-2 交通ターミナルの整備でございます。令和6年度の調整というところにつきましては、赤磐市道の駅整備にかかる事業手法検討調査で交通ターミナルの規模・形状等について検討を行います。また令和7年度からの実施につきましては交通ターミナルへのバス停の設置を予定しておりますが、新拠点での民間開発による需要状況に合わせて調整・設置をまいります。

次に、6ページをお願いいたします。2-1-1 運賃決済方法の見直しでございます。令和8年度からのキャッシュレス決済導入に向けて令和6年度から検討を始めていきます。

次に、2-1-2 貨客混載による配送サービスの導入でございます。令和6年度から吉井地域で配送サービスの実証実験を行い、令和7年度から本格運行を目指していきます。令和7年度には吉井地域以外の地域での導入も検討を行きたいと考えております。令和8年度には赤坂地域、熊山地域で開始、令和9年度には山陽地域で配送サービスの開始を目指してまいりたいと考えております。

次に2-1-3 MaaSの導入でございます。令和6年度から経路検索・デマンド予約アプリに関する情報収集・研究を行う予定としております。予約アプリの導入にあたっては、国の補助金等、有意な財源を検討してまいりたいと考えております。

次に、少し飛びますが、12ページをお願いいたします。令和6年度の主な実施事業について説明をさせていただきます。現在、令和6年度の事業費につきましては3月議会において審議中ではありますが、説明を簡単にさせていただきたいと思っております。

まず、路線の見直しの関連事業につきましては、山陽団地線の見直しの検討で2,022千円を計上しております。山陽団地線の逆回りを検討するものでございます。次に、広域路線バス赤磐・美作線の増便で5,558千円です。宇野バス減便に伴う代替運行を行う経費でございます。それから、豊田・熊山線及び石蓮寺線の停留所の追加でございます。

次に赤坂地域デマンド型市民バス本格運行開始・熊山地域デマンド型市民バス導入の検討につきましては、赤坂地域のデマンド型市民バスの本格運行で7,200千円、熊山地域のデマンド型の導入の検討で7,400千円を予定してございます。

次に、赤磐市地域公共交通網運転手育成支援事業補助金交付事業として、600千円の予算計上を予定しておりまして、公共交通を担う人材確保育成のため、二種免許の取得を補助する事業を引き続き計上するものでございます。

次に、待合環境の改善2,058千円につきましては、熊山地域を運行しております松木・下市線の路線にある停留所へ河川張出待合所の設置工事に1,958千円、またバス停サポーター制度によるベンチの設置に100千円を計上しています。

次に、13ページをお願いいたします。吉井地域デマンド型市民バスでの配送サービスの実証実験というところで、吉井地域で運行中のデマンド

型市民バスで貨客混載の導入に向けて、吉井地域内の商業施設等との調整を行い、令和6年度内に実証実験を行います。

次にデジタルサイネージの設置で300千円でございます。交通結節点や多くのバス利用者の目的となる施設に順次設置を行っております。令和6年度においては赤坂支所、いきいき交流センターの2か所に新たにデジタルサイネージの設置を行う予定としております。

次に、14ページをお願いいたします。運行見直しの基準でございます。まず、定時定路線での拡大・縮小の検討を始める基準といたしましては、1便輸送平均人員が3人以上かつ2年連続で増加傾向の場合は拡大の検討を行います。また、1便輸送平均人員が2人未満または収支率が5%未満の場合は、縮小の検討を行います。次に、15ページには、デマンド型路線での見直しの基準をあげております。1便輸送平均人員が2人以上の便につきましては、定時定路線の追加導入の検討を始めます。最後に一定の基準はこのように設けておりますが、定時定路線、デマンド型路線ともに、判断基準に該当しない路線も地域の状況や利用の実績に応じて運行時間帯やルートの見直しを行うように考えております。また、デマンド型路線は原則廃止を前提とした見直しは行うようには考えておりません。

以上で、実施計画についての説明を終わらせていただきます。

#### ◇質疑応答・意見

委員：貨客混載について、私は運送会社だが、個人宅配は採算が取れず何年も前にやめた。現状、2024年問題で、ヤマトさん、佐川さん、郵政さんは国と話をしているが、負担が大きい。バスで貨客混載を行うとして、人は自分で乗り降りするが、荷物は運転手が間口まで持って行かなければならない。その間口も小さい道路まで入っていかなければならない。実証実験で出てくると思うが、荷物が手元に届くまでのところの時間のロスを考慮しなければならない。アパートの3階であればそこまで運転手が上がらなければならない、おそらくとても時間を要する。その間、どこに車を停車させるかということも考えなければならない。なかなか一足飛びではできないことだと思うので、実証実験の中で問題を洗い出していきたい。貨客混載を否定するつもりはないが、物理的に難しいところがあると思う。そうしたときには宅配業者と提携して、それとこれとは別で考えた方が良いのではということ念頭に置いていただいて、実証実験をしていただいた方が良いと思う。

事務局：実証実験は令和6年度中に吉井地域で行う予定である。ご意見いただいたことを念頭に置き、運行事業者やこれから参加していただける商業施設の方々と協議・調整をしていきたい。

委員：運転手育成支援事業補助金について、現在バスだけでなくタクシーやトラック等ドライバー不足で厳しい状況なので、二種免許取得補助をいただけることはありがたい。補助対象は事業者と個人のどちらか。また、補助の上限はどのくらいか、確認させていただきたい。

事務局：対象は、旅客自動車運送事業者、道路運送法第3条に規定する事業を営営する事業者である。免許の種類は、大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許を取得される場合に支援をさせていただく。補助金の額は助成対象経費の2分の1以内、上限20万円にさせていただいている。令和5年度の実績は3件である。来年度以降も継続して取組をさ

せていただく。

委員：運転手をどのように育成・確保していくかが肝心な問題である。これはドライバーのなり手を確保するひとつの支援策だが、ドライバー確保のための広報活動等もお願いできたらと思う。

会長：二種免許を取った方にある程度の期間働いていただかないと、すぐに辞められるとつらいが、そのあたりはどのように考えているか。

事務局：免許取得後の期間の縛りは、この後、協議事項（３）で詳細に説明させていただくが、免許取得後２年の縛りを新たに設置させていただく。

会長：ドライバーを見つける方法についてはどうか。広報等いろいろと方法があると思う。この事業を知らない一般市民が手を挙げられるかどうかである。会社から手を挙げていただくことになると思うが、そもそも二種免許を持っていないから働けないと思っている市民の方に、持ってなくても会社をお願いして二種免許を取って働けるようになることをどのように伝えられるか、そのあたりは市でもできることがあると思うので、検討していただきたい。

委員：２－２－２、２－２－３で情報発信についていろいろと考えていただいている。公共交通機関の利用者として最初にイメージするのは免許返納された高齢者等を考えるが、中学生へ公共交通機関を使える範囲を高校へ通える、この高校へはこの公共交通機関を使うと行けるといった情報をPRしていただくと、子育ての後半に入りかけの世代が山間地から都市部へ流出していくことを若干抑制できるかと思う。以前、瀬戸内市はそのような活動を行っていた。そのようなこともご検討いただければと思う。

事務局：広報あかいわに不定期ではあるが「バスに乗って出かけましょう」という記事を掲載しており、２月、３月の時期に、このような時間帯に瀬戸駅や和気駅に接続できるので通学にもバスが利用できるといった記事を以前掲載した。また、美作市と美咲町と共同運行する星のふる里バスでは、夏休みに中学生はワンコインで乗車できるイベントを行いアピールしている。これは大々的にはできていないので、ホームページ・広報等に載せていきたい。赤磐・和気線の料金・ダイヤを改正した際には、関係する中学校にご案内し、学校便りにも掲載していただいた。委員がおっしゃったように、高校生や中学生にもバスに親しんでいただくことが大事だと思っている。今後いろいろな方面からPRに務めていきたい。

会長：今回、実施計画ということで、公共交通計画を具体的にどのタイミングでこういった形で実施していくのかを事務局から示していただいた。先ほどもご意見いただいたが、今後皆さんと一緒に検討していく内容になる。これで確定というわけではないが、少なくともこの項目ではこのタイミングで検討していきたいということについて承認していただけるかどうかお諮りしたい。提案していただいている公共交通計画実施計画について、事務局案を承認していただける方は挙手にて意思表示をお願いします。

（一同承認）

会長：では、この案に従い、公共交通計画を進めていくことにしたいと思う。

## （２）赤磐市地域公共交通会議設置要綱の一部改正について

◇資料説明

事務局：資料4をご覧ください。赤磐市地域公共交通会議設置要綱の一部改正についてでございます。資料をおめくりください。赤磐市地域公共交通会議の設置要綱の新旧対照表を添付してございます。

改正の内容につきましては、1点目は、現在施行中の赤磐市地域公共交通網形成計画が令和5年度をもって終了し令和6年度から新たな公共交通計画がスタートすることに伴い、「地域公共交通網形成計画」を「地域公共交通計画」に改めるものでございます。

改正の2点目は、第2条第1号中の「態様及び運賃・料金等」を「態様等」に改めるものでございます。改正の理由につきましては、昨年10月からの道路運送法の改正に伴うものでございまして、従来公共交通会議で協議をしていた一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃について、公共交通会議以外の場で協議を行うよう変更となっていることから、運賃・料金を協議事項から削除するものでございます。白ナンバーの自家用有償運送の運賃については、従来通り公共交通会議の場で協議を行いますが、先ほど説明をさせていただきました緑ナンバーの一般乗合旅客自動車運送事業の運賃については、公共交通会議以外というところで変更させていただくものでございます。

説明は以上で終わらせていただきます。

◇質疑応答・意見

会長：何かご意見はないか。今回の改正について承認していただける方は挙手にて意思表示をお願いいたします。

(一同承認)

会長：では、承認ということで事務局は手続きを進めてください。

(3) 赤磐市公共交通網運転手育成支援事業補助金交付要綱の一部改正について

◇資料説明

事務局：赤磐市公共交通網運転手育成支援事業補助金交付要綱の一部改正について説明をさせていただきます。先ほど少しお話が出ましたが、詳しく説明をさせていただきたいと思えます。

資料をおめくりいただきまして、同じく新旧対照表を添付してございます。改正の内容につきましては、第13条 補助金の取り消し及び返還の第5号に新たに「運転免許取得後、2年以内に在職事業所を退職したとき。ただし、在職事業所先の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして、市長が認めた場合は、この限りでない。」という条文を新たに追加したものでございます。また、附則の2号、「令和6年3月31日限り、その効力を失う」ということで、この補助金交付要綱が今年度3月31日をもって失うところでございますが、引き続き令和11年3月31日に改正を行います。公共交通計画の期間が令和6年度から令和10年度まで5年間の計画でございます。その計画期間の終了までこの補助金交付要綱を延長しまして、公共交通を担う人材確保・育成のために第二種免許取得の補助を事業者へ行うことを、継続実施するものでございます。



説明は以上でございます。

◇質疑応答・意見

- 委員：このような補助金は商工会でも実施していると思う。商工会と市の両方を利用することはできるか。
- 事務局：新規で事業者の方が申請していただくのであれば問題ないと思う。
- 委員：年配の運転手が増えてきており、新たに雇うことを考えていたので、それだと大変ありがたい。
- 事務局：商工会の要件は分かるか。
- 委員：要件は私もまだ確認していないが、商工会から新たに雇われるのであればと話があった。
- 事務局：こちらで商工会の情報が掴めていなかったため確認するが、併用していただければと思う。
- 会長：商工会も市も運転手の確保が目的なので、おつりが来ない程度であれば良いと思う。いずれにしても、それくらい皆さん困っているということなので、活用していただければと思う。
- 委員：2年はそれで良いと思うが、第13条のつくりが「補助事業者が次の各号のいずれかに該当するとき」であるのに、「退職」とある。事業者がこれで良いなら良いが、事業者が何かをしたときに返してくださいという条文のつくりから、解雇に限定した方が良いのではないか。(5)「退職したとき」というのは免許を取得したドライバーの条件になると思う。やむを得ない事情で退職した場合はこの限りではないということだが、退職の理由によっては事業者が割を食うことになる。事業者を縛る条文であるなら、ここは「解雇」に限定する方が良いのではないか。
- 委員：免許は個人の資格であるので、その兼ね合いがあるため、私は「退職」が良いと思う。私の会社もしているが、会社が補助を出したところで最終的には個人の資格なので、解雇でも退職でもその期間で縛らないと難しいと思う。
- 委員：被用者の都合で事業者が返還しなければならぬつくりが気になったが、事業者が良いなら良い。
- 委員：基本的に事業者を経由して渡しているので、事業者を経由して返したら良いという話だと思う。
- 委員：事業者側に責任がなく乗務員が辞めていくことはあろうかと思う。その場合、会社が負担して免許を取ったとき、辞められた方から回収することは実際できるのか。例えばその会社は辞めて別の会社に就職した場合、運転手を生んでいるので結果として目的は果たせるかと思うが、補助金申請した会社が返還しなければならぬというスキームになるので、事業者が割を食わない形が好ましいと思う。
- 委員：会社の規約の中に入れており、また、給料は口座払いのため、規約の中でそのような場合はそこから引くことになる。費用の面では割を食うことはない。ただ、補助をしてもらおうと皆さん期間までは頑張っていただけ。
- 会長：この案件についてお諮りしたい。この案件について承認いただける方は挙手にて意思表示をお願いいたします。

(一同承認)

会 長：では、承認ということで事務局は手続きを進めてください。

(4) 赤磐市ハレカハーフ基金条例の制定について

◇資料説明

事 務 局：資料6をご覧ください。赤磐市ハレカハーフ基金条例の制定について説明をさせていただきます。

資料をおめくりください。赤磐市では2月1日より公共交通利用者の負担を軽減し、利用促進を図るとともに、バス事業者の経営の安定化による路線維持を図るため、市内を運行する路線バスなどを対象に、高齢者・障害者などの運賃割引を実施する赤磐市ハレカハーフ事業をスタートしております。この度の基金条例の設置の目的は、公共交通の高齢者・障害者運賃割引事業の財源に充てるものでございます。積み立てにつきましては歴年で清算を行う予定にしております。事業開始の令和6年2月1日から本年12月31日までの間に利用者がチャージを行った総額と実際に利用された額の差額、そちらの差額を基金に積み立てることから、新たに条例を制定するものでございます。

簡単ですが説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

◇質疑応答・意見

委 員：ハレカハーフの申請は何人くらいされているか。

事 務 局：3月5日時点では市全体で1,746件であった。今後も随時受付をしている。

会 長：ほかにご意見はないか。この条例の制定について、承認いただける方は挙手にて意思表示をお願いいたします。

(一同承認)

会 長：では、承認ということで手続きを進めてください。

(5) 広域路線バス(赤磐・美作線)増便について

◇資料説明

事 務 局：広域路線バス(赤磐・美作線)の増便について説明をさせていただきます。先日送付させていただきました資料でございますが、先日宇野バスさんより減便の時間帯を変更する旨の連絡がございましたので、本日差し替えの資料を配布させていただいております。差し替えの資料で説明をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

令和6年4月から宇野自動車株式会社が平日運行便数を減便することから、市民の交通手段確保のため、広域路線バス赤磐・美作線で代替運行を行うものでございます。こちらを新旧対照表で説明をさせていただきます。現在、宇野バスが運行しております表町バスセンター14:20 発林野行き便、ならびに、林野駅8:34 表町バスセンター行き便が減便されることに伴いまして、減便される時間帯を代替運行するものでございます。なお、代替をする運行の区間は美作市、美咲町とも代替の必要はないということで、周匝上から新道穂崎までの赤磐市のみの区間を代替運行する予定としております。

以上で説明を終わらせていただきます。

◇質疑応答・意見

- 会 長：新旧の時刻表を示していただいておりますが、そのうち青囲み赤囲みがあるが、この時刻の設定の意図は何か。青はなぜこの時間帯なのか、赤は現在運行している時刻と微妙に変わっているが、それはなぜか。接続等の事情があつての設定だと思うので、それについてご説明いただきたい。
- 事務局：おっしゃる通り、宇野バスとの接続に合わせたものである。周匝上 9:05 発、新道穂崎 9:55 着で、宇野バスの新道穂崎 10:10 発に接続する。その後、市単独対応で新道穂崎 10:05 発を運行するが、宇野バスが表町バスセンターから新道穂崎を 9:52 に通過しネオポリスへ向かう便が運行している。その便に接続するため、新道穂崎 10:05 発となっている。
- 会 長：バスの待ち時間が少し長い気がするが、バスの遅延を考慮するとこのくらいの時間の余裕が必要か。それとも運転手の休憩時間が必要か。いずれにしても、新道穂崎のバス停の待合環境は長い時間待てる環境か気になっている。
- 事務局：宇野バスの運行管理者とも乗り継ぎ時間をどのくらい設けたら良いか協議した。遅延もあるとのことから、時間の余裕をもってこの時刻に設定させていただいた。
- 会 長：新道穂崎の待合環境は大丈夫か。それほど良い環境ではないと思っているが。
- 事務局：屋根はある。野ざらしではない。近くにセブンイレブンもある。
- 会 長：少しでも快適に待てるようにしていただきたい。
- 委員：待合環境の関係だが、広域路線バスが出発するにあたり、出発時間のどのくらい前にバス停に車両がついているか。それによって待ち時間が短くなることも考えられる。また、宇野バスが大幅に遅延した場合、それに対応して出発時間を遅らせるということがあり得るか。
- 事務局：広域路線バスは現在も宇野バスの発着を待ってから発車しており、宇野バスの運行状況に合わせて発車する運用となっている。また、宇野バスが到着する前には新道穂崎のバス停で広域路線バスの車両が待機している。
- 会 長：ほかにご意見はないか。この案件について、承認いただける方は挙手で意思表示をお願いいたします。

(一同承認)

- 会 長：では、この案件につきましても承認ということで手続きを進めてください。

(6) 市民バス停留所名の変更について

◇資料説明

- 事務局：資料 8 をご覧ください。市民バス停留所名の変更について説明をさせていただきます。この度の停留所への変更につきましては、熊山地域を運行しております可真・桜が丘東線、2 ページ目に松木・下市線、3 ページ目には山陽地域の中心路線を運行しておりますダイヤでございますが、この 3 路線につきまして、一部は宇野バスと同じ停留所を使用しておりますが、市民バスとの停留所の名称に相違がある場所がございますので、整合性を保つために、この度宇野バスの停留所名と合わせるために変更をするものでございます。なお、この変更の施行日でございます。

すが、事務局の事務処理の都合で、令和6年7月1日を予定しております。

簡単ですが、説明は以上とさせていただきます。

◇質疑応答・意見

委員：施行日は令和6年7月1日となっている。前回会議で時刻表変更があったが、それとは時期がずれるのか。

事務局：前回会議でお諮りしたダイヤ改正等は4月であるが、それとは別である。

委員：印刷される時刻表には前の停留所名ということか。

事務局：4月に時刻表を広報に折り込んで配布するが、7月の停留所名称変更についてもその前段でご案内を申し上げる。

委員：現在ある停留所名が別の停留所の名前になるところがある。どの程度の利用者がいるのか、宇野バス利用者と市民バス利用者が同じなのか等わからないが、混乱のないような周知方法はどのようなことを考えているか。

事務局：例えば可真・桜が丘東線の「東4丁目西」は「桜が丘中学校入口」へ変わるが、現在バス停に掲示している時刻表の下などへ停留所名変更のご案内をさせていただく予定である。

委員：全く別の停留所名になるのであれば分かりやすいと思うが、現在ある停留所名が別の停留所の名前になるので、混乱を招くのではないかという懸念がある。

会長：「東5丁目」が隣の停留所名になるといったことである。

事務局：市民バス運行開始の段階から宇野バスの停留所名と合わせておけば良かったが、今更ではあるが宇野バスの停留所を使わせていただいているので、市民バスが宇野バスの停留所名に合わせる。混乱のないように周知をさせていただく。

会長：しっかり周知していただきたい。

委員：松木・下市線には「新道赤磐市役所入口」と「赤磐市役所」の停留所がある。この前お客さまから、なぜ「市役所」と入ったバス停が2か所もあるのか、「新道赤磐市役所入口」はほかの名前にしていただけると分かりやすいといった指摘があった。

事務局：「新道赤磐市役所入口」は宇野バスの停留所名なので変更できない。

会長：後々ネーミングライツをやろうと思うと「中銀前」と付けたいところではある。括弧書きで「中銀前」とあったら良かった。同じ停留所を使わせてもらっている以上仕方ないということであった。

事務局：ご意見いただいた括弧書きを入れる案はとても良いと思う。令和6年7月1日からなので、内容を精査し特に分かりにくい停留所名についてはサブタイトルのような形で入れさせていただければ良いかと思う。

会長：ほかにご意見はないか。停留所名変更について、ご説明・ご協議いただいた内容に承認いただける方は挙手にて意思表示をお願いいたします。

(一同承認)

会長：では、一部サブタイトルを検討していただくということをお願いいたします。

4. その他

(特になし)

5. 閉会

副会長挨拶